

# 自転車駐車場定期利用約款

## (総則)

1. 豊橋市が設置し、管理する自転車駐車場(以下「駐車場」といいます。)を定期に利用する方は、この約款に記載してある事項を承諾の上、利用するものとします。

## (利用時間等)

2. 当駐車場は、夜間は閉鎖するものとします。(豊橋駅東口自転車駐車場城海津エリア、豊橋駅西口自転車駐車場白河エリアは24時間営業)
3. 駐車場の開場及び閉鎖の時刻は、利用案内看板に記載します。

## (定期利用の開始日)

4. 定期利用の開始日は、利用を始める日の属する月の初日とします。

## (定期利用の申請等)

5. 定期利用の承認を受けようとする方は、自転車駐車場定期利用申込書により申請しなければなりません。
6. 定期利用の承認を受けた方には、定期利用券(カード)及び定期利用登録証(シール)を交付します。
7. 定期利用の承認を受けた方は、登録証を駐車しようとする自転車等の指定された箇所に貼り付けなければなりません。
8. 駐車場を利用する際には定期利用券を携帯し、係員から請求があったときは、提示しなければなりません。
9. 定期利用の申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。

## (利用手続及び駐車料等)

10. 利用期間及びこれに対応する駐車料は、豊橋市の定めたところにより、利用案内看板や自転車等駐車場専用ホームページに記載します。

## (権利譲渡の禁止)

11. 定期利用の承認を受けた方は、その権利を譲渡し、又は転貸してはいけません。

## (定期利用契約の更新)

12. 定期契約の更新は、原則として期間満了の月の21日から月末までの間に行うものとします。
13. 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、特に申出がない限り、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。

## (利用券の再交付)

14. 定期利用券及び定期利用登録証を紛失し、又は汚損したときは、定期利用券等再交付申請書を提出し、再交付を受けなければなりません。
15. 定期利用券及び定期利用登録証の紛失に起因する損害については、豊橋市は一切の責任を負いません。

## (利用券等の返却)

16. 利用者は、定期契約を解約したときは、定期利用券及び定期利用登録証を返却しなければなりません。

## (事故等の免責)

17. 豊橋市は、駐車場内において天災、盗難その他第三者に起因して生じた利用者の損害においては、その責めを負わないものとします。

## (利用上の注意)

18. 当駐車場は、駐車場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありません。
19. 利用者は、定期利用登録証を貼付してある自転車の修理等により代車を使用しようとするときは、管理員に申し出て代車承認票の交付を受けるものとします。
20. 利用者は、盗難防止のため自転車等に頑丈な錠を備えるようにし、確実に施錠するものとします。
21. 利用者は、駐車場の施設若しくは付属設備又は他人の自転車等を損傷し、又は汚損してはいけません。
22. 利用者は、他人の自転車等の駐車を妨げてはいけません。
23. 利用者は、みだりに火気を使用し、又は著しい騒音を発してはいけません。
24. 利用者は、発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は著しく悪臭を発する物品を持ち込んではいけません。
25. 定期利用の承認期間終了後、自転車等が駐車してあるときは、撤去・保管の後処分します。